

『速旅 静岡県ゴルフ場利用券付ドライブプラン【御殿場～沼津エリア版】』利用規約 ＜発着付き周遊エリア内乗り放題コース用＞

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と別表1に定める一般社団法人静岡県ゴルフ場協会が管理するゴルフ場のゴルフ利用に対する4,000円分の利用券（以下「ゴルフ場利用券」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び一般社団法人静岡県ゴルフ場協会が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。

二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。

三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、2020年1月8日（水）から2020年12月25日（金）までの期間とします。この期間のうちお申し込み時に登録を行う日（当該日の0時から24時までをいい、以下「利用日」といいます。）に本プランを利用することができます。ただし、次の各号に定める期間はお申し込みできません。

一 GW交通混雑期、お盆交通混雑期（詳細が決まり次第、NEXCO中日本公式Webサイトにてお知らせします。）

二 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、NEXCO中日本公式Webサイトにてお知らせします。）

2 往路通行（第9条第1項第1号に定める「往路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア（第9条第1項第1号に定める「周遊エリア」をいいます。）内の出口インターチェンジの通過日時をもって行い、復路通行（同項第3号に定める「復路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア内の入口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

第6条 本プランへのお申し込みは、別表1に定める本プランの利用対象ゴルフ場へプレイの予約を行ってください。なお、予約は対象ゴルフ場への直接の電話もしくは公式ホームページからのインターネット予約に限ります。プレイの予約確定後に、本規約に定める事項に承諾のうえ、当社インターネットホームページから本プランの利用可能期間の4日前までに行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。

2 ゴルフ場利用券料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

3 本プランのお申し込みが完了したとき、当社は、お申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」から申込確認書をご確認ください。

5 当社とお客さまとの売買契約は、本プランのお申し込みが完了した時点で成立します。

6 申込確認書は必ず印刷し、利用日に対象ゴルフ場へ持参いただくか、スマホ・タブレット画面に表示された申込確認書をご提示ください。

7 第16条第1項、第2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。既に申込確認書を印刷した場合は、本申込確認書を破棄ください。

8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一日のお申し込みはできません。同一日のお申し込みした場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

9 申込確認書の通知をもって、お申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付内容の変更）

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、お申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申し込みを行ってください。

（ゴルフ場利用券の利用方法）

第8条 申込者はあらかじめ対象ゴルフ場に予約を行ってください。ゴルフ場利用日に予約したゴルフ場受付にて申込確認書を提出、又はスマホ・タブレット画面に表示された申込確認書の提示とともに、運転免許証等の身分証明書の提示を行ってください。本人確認ができ次第、申込確認書をゴルフ場利用券としてゴルフプレイ代金等のお支払いに充当することができます。また、いかなる場合でもおつりはできません。

2 身分証明書の提示を行わず本人の確認ができなかった場合は、申込確認書の提出があってもゴルフ場利用券を利用することはできません。

3 申込確認書を紛失した場合は、その旨を受付にお申し出て、係員の案内に従ってください。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用日において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順若しくは第一号、第三号の順の通行又は第一号のみに該当する通行とします。

一 発着エリア（別表3に定める対象インターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、周遊エリア（別表4に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「往路通行」といいます。）。

二 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）。

三 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「復路通行」といいます。）。

2 往路通行終了後に、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、又は周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入をした周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

3 往路通行又は復路通行において、高速道路の通行止めに伴いやむを得ず発着エリア内の

いずれかのインターチェンジで流出及び再流入をした場合を除き、同エリアで一旦流出及び再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。

一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリアで一旦流出後同エリアから再流入しない場合には、その後の通行は一切高速定額利用の対象となりません。

二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したものとします。利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対象となりません。

2 前項の定めにかかわらず、復路通行を開始する前に利用日を経過した場合は、高速定額利用が終了したものといたします。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、お申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡してください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードをお渡してください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金とゴルフ場利用券料金を分けて請求いたします。なお、ゴルフ場利用券料金にかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際のご利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。

3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、「ETC利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。

4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はETCカード事務局（E

ＴＣパーソナルカードの管理運営を行うため６会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ＥＴＣマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

５ ＥＴＣパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの８０％相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

６ 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第１３条 高速定額利用に、ＥＴＣマイレージサービス以外の割引（ＥＴＣ時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

２ ＥＴＣマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

３ お申し込み時に登録したＥＴＣカードに、ＥＴＣマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

４ ＥＴＣマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

５ ゴルフ場利用券料金のお支払いに金券の使用、割引サービスの利用等はできません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第１４条 各通行が次の各号の一に該当するときは高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

一 申込時に登録したＥＴＣカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。

二 申込時に登録した車種以外の車種で利用になったとき。

三 利用日以外の日に入ロインターチェンジを流入及び出ロインターチェンジを流出したとき。

四 復路通行において、利用日に入ロインターチェンジを流入し、利用終了日の翌々日までに出ロインターチェンジを流出しなかったとき。

五 往路通行、周遊通行又は復路通行以外の通行（高速道路の通行止めにより、往路通行又は復路通行の途中で流出及び再流入を行った場合の通行を除きます。）を行ったとき。

六 往路通行又は復路通行において、最短経路の２倍を超える距離の経路の通行を行ったとき。

七 往路通行又は復路通行を２回以上行った場合の２回目以降の通行。

八 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行。

２ 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用日における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたE T C車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。

二 申込時に登録した1枚のE T Cカードを利用日に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。

三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。

3 本プランのお申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用日における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 本プランの利用時に有効なE T Cカードを登録していること。

二 お申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。

三 お申し込み時に登録したE T Cカードの名義が本プランの申込者と同一であること。

（ゴルフ場利用券の利用拒否）

第15条 次の各号の一に該当するときはゴルフ場利用券の利用をお断りします。

一 申込確認書を偽造したとき。

二 偽装した身分証明書の提示等を行うなど本人確認作業を妨げる行為を行ったとき。

三 第6条に定めるゴルフ場のプレイの予約を対象ゴルフ場に行っていないとき。

四 すでに交換を行っているとき。

五 第16条に規定する解約を行ったとき（なお交換をした場合は、ゴルフ場利用券料金を請求します）

（解約等）

第16条 本プランのお申し込み者は、利用可能期間の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用のお申し込み又はゴルフ場利用券のお申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。

一 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定めるゴルフ場利用券の利用をしなかった場合は、高速定額利用とゴルフ場利用券の利用とも遡って解約がされたものとします。

二 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定めるゴルフ場利用券を利用した場合は、高速定額利用のみ遡って解約がされたものとします。ただしゴルフ場のプレイのキャンセル料が必要な場合は各ゴルフ場にお支払ください。

3 往路通行を行った場合は、ゴルフ場利用券の利用の有無にかかわらず、ゴルフ場利用券料金の払戻しをいたしません（当社、一般社団法人静岡県ゴルフ場協会又は対象ゴルフ場の責による場合を除きます。）。ただし、インターネット又は電話にてお申し出があった場合に限り、当該ゴルフ場利用券を後日利用することができます。その際はお客様にてゴルフ場へ予約した上で、インターネット又は電話にて当社までゴルフ場利用券を利用しなかった事実とともに、改めて予約したゴルフ場、利用日、予約者名をお申し出ください。当日は、運転免許証等の身分証明書の提示を行ってください。本人確認ができ次第、ゴルフプレイ代金

等のお支払いに充当することができます。お申し出の有効期間は当初利用日から2か月以内とし、再予約日はお申し出のあった日から2か月以内とします。

4 往路通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はいりません。通行した区間の通行料金とゴルフ場利用券料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

（個人情報保護）

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報保護に関する方針に従って適切に取扱います。

2 当社は、第8条に定める方法により申込確認書をゴルフ場利用券として利用するための手続きに必要な範囲で、一般社団法人静岡県ゴルフ場協会に対し、本プランを申込されたお客様の氏名、申込プラン名称、利用日を提供いたします。

（免責事項）

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。

四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

（規約の変更）

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表 1：ゴルフ場利用券の利用対象施設

No	対象施設名	特典	特典対象者
1	東名富士カントリークラブ	ペットボトル 1 本	申込者のみ
2	ギャツビークラブ	昼食時ソフトドリンク	同伴者全員
3	足柄森林カントリー倶楽部	練習場 1 コイン	申込者のみ
4	東富士カントリークラブ	ペットボトル 1 本	申込者のみ
5	富士小山ゴルフクラブ	練習場 1 コイン	申込者のみ
6	富士国際ゴルフ倶楽部	ゴルフボール 2 ケ	申込者のみ
7	富士カントリークラブ	昼食時コーヒーサービス	申込者のみ
8	太平洋クラブ御殿場ウエスト	練習場 1 コインサービス	申込者のみ
9	レンブラントゴルフ倶楽部御殿場	ペットボトル 1 本	申込者のみ
10	日動御殿場コース	バッグ数割増無料	申込者のみ
11	裾野カンツリー倶楽部	練習場 1 コイン	申込者のみ
12	東名カントリークラブ	ペットボトル 1 本	申込者のみ
13	ファイブハンドレッドクラブ	練習場 1 コイン	申込者のみ
14	三島ゴルフ倶楽部	スタート前コーヒーサービス	申込者のみ
15	沼津ゴルフクラブ	ペットボトル 1 本	申込者のみ
16	新沼津カントリークラブ	コーヒーサービス	申込者のみ
17	竈坂ゴルフクラブ	ペットボトル 1 本	申込者のみ
18	富士高原ゴルフコース	ペットボトル 1 本	申込者のみ

別表 2：料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	利用券 利用日 (※1)
ゴルフ場利用券 (4,000 円分) 首都圏発着 河口湖・沼津 ・箱根周遊	①	A	<u>7,100 円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,100 円 [利用券] 4,000 円	<u>6,400 円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,400 円 [利用券] 4,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日 から 連続する 最大 2 日間	左記の 高速定額 利用可能期間 のうち 1 日

※1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く。

別表 3：高速定額利用（発着エリア）

番号	対象道路	対象インターチェンジ
①	東名高速道路	東京 IC (※2)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC
	中央自動車道	高井戸 IC (※2)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC

※2 高井戸 IC および東京 IC は首都高速道路から連続してご利用いただけますが、首都高速道路の料金が別途必要です。（復路も同様）

別表 4：高速定額利用（周遊エリア）

番号	対象道路	対象区間
A	東名高速道路	横浜町田 IC～愛鷹スマート IC
	新東名高速道路	海老名南 JCT～駿河湾沼津スマート IC（※3）
	中央自動車道	八王子 IC～笛吹八代スマート IC、大月 JCT～河口湖 IC
	首都圏中央連絡自動車道	八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT
	新湘南バイパス	全線
	小田原厚木道路	全線
	西湘バイパス	全線
	東富士五湖道路	全線

※3 新東名高速道路 伊勢原大山 IC～御殿場 JCT 間は開通後からご利用いただけます。